

寒河江市自発的活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第3項の規定に基づく地域生活支援事業として、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者や障がい児(以下「障がい者等」という。)、障がい者等の家族及び地域住民による団体が自発的に行う活動(以下「自発的活動」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(平成6年市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、障がい者等、障がい者等の家族又は地域住民による団体で、会則等の定めがあり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 構成員が5名以上であること。
- (2) 構成員の3分の2以上が市内に住所を有する者であること。
- (3) 障がい福祉に関する継続的な活動実績がある又は継続的な活動が見込まれること。
- (4) 経理・監査をする等の会計処理が適正に行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、政治的活動、宗教的活動又は営利活動を目的とする団体は、補助対象としない。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる自発的活動(以下「補助事業」という。)

とは、補助対象者が実施する活動で、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 障がい者等やその家族が互いの悩みを共有、情報交換できる交流会活動
 - (2) 障がい者等を含めた地域における災害対策活動
 - (3) 地域で障がい者等が孤立することがないように見守る活動
 - (4) 障がい者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動
 - (5) 障がい者等に対する社会復帰活動
 - (6) 障がい者等に対するボランティアの養成や活動
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるその他障がい者等の自立に資する活動
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。
- (1) 国、地方公共団体、民間助成団体等から他の制度による補助、助成又は委託を受けている活動
 - (2) 専ら営利を目的とする活動
 - (3) 先進地等視察又は各種会議への出席を目的とする活動
 - (4) 施設の建設、改修若しくは維持管理又は物品の購入を主たる目的とする活動
 - (5) 物品販売、コンサート、発表会、展示会等への参加又は鑑賞を目的とする活動
 - (6) 政治的又は宗教的な普及活動と認められるもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める活動
(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は、別表に定める経費のうち、補助事業に要する経

費（以下「補助対象経費」という。）の10分の10とし、その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

- 2 同一の団体に対する補助金の交付は、年度内で200,000円を上限とする。

（補助金等交付申請書）

第5条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 構成員名簿
- (4) 団体の規約・会則
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 同一の団体が、年度内に実施する複数の事業に対し補助金の申請を行おうとする場合、前項第1号及び第2号の書類について、全体を総括するもののほか、事業ごとのものを添付しなければならない。

（補助事業等の変更、中止及び廃止の条件）

第6条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超える増減
- (3) 補助事業の実施主体又は施行箇所若しくは設置場所の変更
- (4) 補助事業の事業内容の新設

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式

第3号)を提出しなければならない。

(補助事業等実績報告書)

第7条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の成果概要(様式第4号)
- (2) 収支決算書(様式第5号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第5条第2項の規定により交付決定を受けた場合は、前項各号に規定する書類について、全体を総括するもののほか、事業ごとのものを添付しなければならない。

(補助金の概算払い)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が、規則第16条ただし書きの規定による補助事業の完了前における補助金の全部又は一部の交付(以下「概算払い」という。)を受けようとする場合、事業補助金概算払い申請書(様式第6号)により申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合、その内容を精査して概算払いの交付又は却下を決定し、概算払い決定(却下)通知(様式第7号)により通知する。

(帳簿等の保管)

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

<p>補助対象経費</p>	<p>報償費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>役務費</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>その他市長が必要と認める経費</p>
<p>補助対象経費とならない 経費</p>	<p>団体の維持及び管理に係る運営費</p> <p>団体の運営にかかる備品購入費</p> <p>飲食会に係る経費</p> <p>事業の実施に関係が認められない経費</p>

様式第1号

事業計画書

1 事業の名称

2 事業の目的

- 交流会活動 地域における災害対策活動 見守る活動
権利や自立のために社会に働きかける活動 社会復帰活動
ボランティアの養成や活動 その他（自立に資する活動）

3 事業の内容

4 事業の実施場所

5 事業開始及び完了予定期間

開始予定期日 自 年 月 日

完了予定期日 至 年 月 日

様式第2号

収支予算書

1 収入の部

科 目	予算額	摘要
	円	
合 計		

2 支出の部

科 目	予算額	摘要
	円	
合 計		

年 月 日

寒河江市長

様

事業実施主体の住所

並びに名称

及び代表者氏名

印

事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付決定があった
年度寒河江市自発的活動支援事業について、下記のとおり事業
を変更（中止、廃止）したいので、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適
正化に関する規則第7条の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由及び内容
- 2 事業の内容及び経費の配分（様式第1号に準じて作成すること。）
- 3 収支予算書（様式第2号に準じて作成すること。）

備考 事業変更承認申請書に係る関係書類は、補助金の交付の決定通知
がなされた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業計画とを比較対
照できるように2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載するこ
と。

様式第4号

事業の成果概要

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業の実施場所

5 事業開始及び完了期間

開始期日 自 年 月 日

完了期日 至 年 月 日

様式第5号

収支決算書

1 収入の部 (単位: 円)

科 目	予算額	決算額	比較増減 (予算-決算)	備 考
	円	円	円	
合 計				

2 支出の部

科 目	予算額	決算額	比較増減 (予算-決算)	備 考
	円	円	円	
合 計				

備考 支出の内容が分かる書類を添付すること。

年 月 日

寒河江市長

様

事業実施主体の住所

並びに名称

及び代表者氏名

印

事業補助金概算払い申請書

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付決定があった 年度寒河江市自発的活動支援事業について、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第16条ただし書きに規定する補助事業完了前の交付を下記のとおり申請します。

記

- 1 交付決定額
- 2 概算払いを受けようとする額
- 3 概算払いを必要とする理由

※概算払いを受けようとする口座の情報が分かる書類を添付すること。

様式第7号

第 号
年 月 日

氏名又は名称及び代表者氏名 様

寒河江市長 印

概算払い決定（却下）通知

年 月 日に申請のあった 年度寒河江市自発的活動支援事業にかかる補助金の概算払いについて、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

- 1 概算払いの決定
決定額

※実績報告に基づく補助金の交付確定額が、本概算払い額より少ない場合、差分の返還が必要です。

- 2 概算払いの却下
(却下理由)